

議事 1 鵜沼市民サービスセンター新設に伴う改正について

市東部地区の乗継ぎ拠点を「鵜沼福祉センター」から「鵜沼市民サービスセンター」へ変更する。
 なお、ダイヤは引き継ぐものとする。

【改正内容】

現在、仮拠点として鵜沼福祉センターに、ふれあいバス鵜沼線、東西線、ふれあいタクシー須衛・各務地区の乗継拠点を設置しているが、鵜沼市民サービスセンターの開設に伴い、各路線バス及びタクシーの停留所を移設し、新たに「鵜沼市民サービスセンター」を乗継ぎ拠点とする。

ダイヤについては、「鵜沼福祉センター」発着のダイヤを引き継ぐものとし、改正後ルートでの運行は、平成 29 年 4 月 1 日からとする。

【概要図】

